

寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（三井物産）

日 時 平成 14 年 11 月 25 日（月） 10:00～12:30

場 所 神奈川県庁分庁舎（財産管理課分室）

【ヒアリング項目】

- 1 排水処理施設の修繕及び機器の更新＜特定事業契約書（素案）第 40 条関係＞
- 2 サービス購入料の一体不可分＜特定事業契約書（素案）第 1 条（14）関係＞
- 3 新設施設の瑕疵担保＜特定事業契約書（素案）第 32 条関係＞
- 4 関係者協議会の設置及び運営に関する要綱＜特定事業契約書（素案）P47 別添＞
- 5 不可抗力による損害の事業者負担
＜特定事業契約書（素案）第 52 条第 2 項、第 53 条第 1 項関係＞
- 6 保証＜特定事業契約書（素案）第 65 条関係＞
- 7 金利の改定＜特定事業契約書（素案）別紙 7＞
- 8 施設整備に関する消費税＜特定事業契約書（素案）別紙 4＞
- 9 その他

【ヒアリング結果】

- 1 排水処理施設の修繕及び機器の更新＜特定事業契約書（素案）第 40 条関係＞
＜三井物産＞
 - ・ 排水処理施設の修繕及び機器の更新に関して、関連質疑応答からの当社理解は下記のとおりです。

大規模修繕・通常修繕の区分、資本的支出・経費的支出の区分は行なわない。
事業者は、提案時点で項目、費用、実施時期を記した長期修繕計画表を提出する。

上記に対して、実施時期のズレは協議の余地があるが、トータルコストは提案金額を上限とする。
 - ・ 上記が事業者において適法かつ効果的に実現するためには、下記の条件が必要と考えます。

平成 12 年 3 月 29 日自治事務次官通達（自治画第 67 号）第 6 における、P F I 事業として委託可能な範囲として、「施設の維持管理補修等のメンテナンス」とありますが、本件事業において事業者が請負う修繕及び機器の更新業務が資本的支出を伴う大規模修繕業務を含む場合であっても、上記メンテナンスの範疇に入ると解釈されることの確認がなされていること。

S P C が大規模修繕業務を請負う場合には、通常、建設業法上の免許が必要と考えますが、本件事業においては、大規模修繕業務も一体として提供するサービスの一部とみなし、上記免許の対象外とできるとの確認が、関係機関との間でなされていること。

物価変動等、提案時の前提条件となる要素の変更に対して、対価の変動措置が

確保されること。

実施時期のズレ等に関する協議期間中であっても、履行済債務の支払い（特に割賦部分）が期日通りになされること。

< 県企業庁 >

- ・ 理解 については、県企業庁から支払うサービス購入料は一体不可分ですが、実際の支払いは資本的支出及び収益的支出としてそれぞれ支払います。なお、S P C 側で会計区分することを妨げるものではありません。
- ・ 理解 及び については、正しい理解です。
- ・ 条件 については、当然入ります。（国に確認済み。）
- ・ 条件 については、県企業庁とS P Cとの契約は請負契約ではないので、S P Cには建設業法上の免許は不要です。（国に確認済み。）
- ・ 条件 については、修繕費等も物価変動に合わせた改定を行います。
- ・ 条件 については、具体的にはどのような場合を想定していますか。（一般的には、将来の修繕に関する実施時期についての協議と考えられますが、その場合であれば、何らかのペナルティを課せられていなければ、履行済債務の支払いは期日どおりになります。）

< 三井物産 >

- ・ 協議に時間がかかる場合、サービス購入料の支払いが止まってしまうと、金融機関への返済が滞る可能性があるため不安です。

< 県企業庁 >

- ・ 何らかのペナルティを課せられていなければ、支払いがストップすることはありませんので、問題ありません。

< 三井物産 >

- ・ 特定事業契約書（素案）第40条第3項にある「濃縮施設の欠陥」の定義を教えてください。

< 県企業庁 >

- ・ 契約書上で定義付けはしていませんが、基本的には「コンクリート構築物の欠陥」と考えています。したがって、コンクリート構築物以外の機器類や手摺等は事業者の責任において維持管理してください。コンクリート構築物については、県企業庁で調査した結果、通常の運転を行う限りにおいては、補修等の必要はなく現状のままで事業期間中の使用に耐え得るものと判断していますので、事業者が通常求められるような、維持管理を行っているにもかかわらずコンクリート構築物の欠陥で増加費用等が発生した場合は県企業庁の負担と考えるものです。

2 サービス購入料の一体不可分< 特定事業契約書（素案）第1条（14）関係 >

< 三井物産 >

- ・ 上記1での各種制度上の問題点をクリアすべく、「一体としてサービスを購入する」（単なる委託や工事とは別の概念）との整理をされているものと推測いたしますが、会計処理上下記の問題点が懸念されます。

1本のPFI特定事業契約が、施設整備に関する長期割賦販売部分と、20年間の維持管理運営委託部分に分離できる前提で、施設整備部分を会計上、延べ払い経理処理することで、県企業庁の財政支出の平準化が実現されるものと理解しておりますが、「一体としてサービスを購入する」という契約上の仕組みとなった場合に問題が生じる可能性がある。

実務上は、施設整備部分を分離、更に、元本・金利とブレイクダウンの上、会計処理を行います。本処理に支障をきたす可能性がある。例えば元本、金利を分離できない場合、施設整備元本のみが生じる（予定であった）施設整備消費税が、金利部分（通常非課税）まで発生する等の問題が懸念される。

上記問題点に対して、税務当局への事前の御確認を頂けないでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ については、具体的にどのような問題が生じる可能性があるのでしょうか。
- ・ 税務当局への確認については、ごく一般的な内容の確認については県企業庁でも努力しますが、基本的には事業者側で確認して頂きたいと思います。

< 三井物産 >

- ・ 税務当局との調整の中では、会計処理は契約内容に従って行われることとなりますが、現在の特定事業契約書（素案）の内容ですと、及び のような問題が懸念されます。については、延べ払い経理処理が認められない恐れがあるということです。
- ・ その他に次のような問題も懸念されます。

保険付保の際には、契約内容の一部を取り出して考えることになるが、一体不可分ということだと、保険の考え方と契約の考え方との整合が取れなくなる恐れがある。

プロジェクトファイナンスにおいて担保権契約を締結する場合、SPCが県企業庁からサービス購入料を受け取る権利に金融機関が担保権を設定することになるが、サービス購入料から割賦部分が切り離され、切り離された割賦債権に対する担保設定でないと、金融機関からみて担保価値があると考えるのが難しいだろう。

脱水ケーキの再生利用リスクは、金融機関から見ると非常に高いと判断される。したがって、融資金返済の回収リスクを軽減するため、SPCは一定のキャッシュリザーブの設定を求められることになり、結果としてサービス購入料を引き上げることになる。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁がアドバイザーを通じて会計士等に確認している中では、契約書の別紙7等でサービス購入料の構成要素が明記されていること、契約書の一部を成す提案書中の事業者が提案した長期収支計画に従った支払いがなされること等から会計上は施設整備部分を延べ払い経理処理することに問題ないとの見解を得ています。
- ・ 保険付保の問題に関しては、保険会社へのヒアリングの結果、クリアできると考えています。
- ・ 担保権設定に関しては、施設への担保権設定は認めませんが、SPCが県企業庁に対して有する特定事業契約に基づく金銭債権に担保権を設定することは可能です。

< 三井物産 >

- ・ 一般に、契約と会計処理を切り離して考えることはできませんので、事業者独自の創意工夫による会計処理は困難です。
- ・ 担保権が設定できるかどうかではなく、担保設定した SPC の県企業庁への債権が、確実に回収できるものであるかどうか金融機関との交渉では重要になります。
- ・ 県企業庁では、金融機関の考え方については把握されていますか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁で承知している範囲では、金融機関は総じて、サービス購入料の一体不可分や維持管理・運営期間中のペナルティが初期投資部分に及ぶ仕組みに関しては、反対の立場を取っているようです。会計処理等については、事業者側でも公認会計士や税理士等とよく相談して提案してください。

< 三井物産 >

- ・ 現在示されている仕組みでは、SPC の管理が及ばない再生利用先での再生利用リスク（例えば、不法投棄等）に関しても、SPC の債務不履行として扱われるため、事業者にとっては非常に厳しい内容となっています。SPC に「故意」又は「過失」がある場合にのみペナルティが課せられる等、若干でも条件の緩和を検討お願いしたいと思います。
- ・ 金融機関にとっては、とにかくサービス購入料のうち初期投資部分（割賦部分）が、維持管理・運営期間中のペナルティによる減額・支払延期対象に含まれることが問題となります。後で SPC が通常の状態に戻れば、停止されていた支払が行われるスキームであっても、SPC の状態如何で SPC への支払時期が変わり、それに伴い SPC から金融機関への返済時期も変わるような契約では、資金調達面での問題が生じます。
- ・ 例えば、最悪、再生利用業務が立ち行かなくなっても、今回の事業では、SPC の契約上の地位を第三者に譲渡し、事業を継続できる仕組みとなっていますが、金融機関が事業を継続できる適切な第三者を連れてくることが必ずしも可能とは考えられません。

< 県企業庁 >

- ・ 脱水ケーキについては 100%再生利用としており、「故意」又は「過失」に限定することは考えていません。
- ・ 実際のところ、維持管理・運営期間中のペナルティによるサービス購入料の減額が、初期投資部分（割賦部分）にまで及んでしまうことは、めったにないことと考えていますが、これについては如何ですか。

< 三井物産 >

- ・ 県企業庁サイドで可能性が低いと判断していても、金融機関は排水処理や脱水ケーキの再生利用リスクについての判断材料を十分に持ち合わせていないので、（専門家のアドバイスを受けたとしても）同様の判断をすることは難しいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ どのような情報があれば判断できるのでしょうか。

<三井物産>

- ・ 金融機関がそれに基づき判断するにはよほど確実な情報であることが必要だと思います。どの程度確実な情報であれば良いかは判断が付きかねます。しかし、例えば、過去の実績データがあれば、判断する際に役に立つとは思いますが。

<県企業庁>

- ・ 県企業庁としては、含水率 35%を達成できる脱水能力、返送水の濁度 10%、100%再生利用等は譲れない部分であると考えており、プロジェクトファイナンスの枠組みの中で、金融機関にも確実な事業遂行に関して一定の役割を担って頂きたいと思っています。(ただし、ペナルティはあくまでも抑止力と考えています。)

<三井物産>

- ・ 金融機関も一部リスクを負担する仕組みとすることで、金融機関によるリスクコントロールを狙ったものと推察いたしますが、金融機関に必ず期待されているような能力が備わっていると考えすることは困難であり、このような仕組みとなった場合、金融機関は金利を上げて、その中で融資元本見合いの金額についてもできるだけ早く回収すべく対応するだけではないかと思えます。

<県企業庁>

- ・ 金利はどのくらい違ってくるのですか。

<三井物産>

- ・ その辺りはノウハウに関わってくるので、具体的な数字は申し上げられませんが、仮に 1%上がっただけでも、20 年間ではかなり大きな金額になります。

<県企業庁>

- ・ 仮に、初期投資部分を維持管理・運営期間中のペナルティの対象範囲から外したとした場合、金融機関にとっては介入権 (Step-in Right) を行使する必要性が無くなってしまわれると思いますが、事業の安定運営を担保する仕組みとして、他にどのようなものが考えられますか。

<三井物産>

- ・ 例えば、履行保証の考え方を持ち込んで、現金等を積ませるというアイデアもあり得ると思います。SPCの代表企業(株主)として事業に関わる場合には、企業単独で実施する事業に比べて、当該プロジェクト自体の採算性・収益性をより重要視しますので、当然ながら事業終了時に保証金を返却して頂くべく、安定した事業運営に努めます。(事業者側にインセンティブが働きます。)

<県企業庁>

- ・ 県企業庁としては、保証金よりも、事業継続のため次の再生利用先を探すことの方が重要です。

<県企業庁>

- ・ 民間プロジェクトで同じような枠組みの事業を実施する場合は、サービスの対価やペナルティの範囲等について、どのように整理されるのですか。

<三井物産>

- ・ 民間プロジェクトでは、運営主体となる企業が、建設企業に施設の建設を発注する

というのが一般的な姿であり、施設整備と運営を一括して外部発注するというケースは稀だと考えます。

<三井物産>

- ・ 再生利用業務は、どの時点で完了したことになるのでしょうか。
- ・ 入札の時点で、再生利用先や再生利用方法まで提案するのでしょうか。
- ・ 受入先で一定の期間、そのままの状態で保管されるような場合でも 100%再生利用といえるのでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 再生利用業務の完了は、基本的には再生利用先の受入証明書をもって確認しますが、その先の処理に関しても事業者は責任を負うものと考えています。再生利用先での処理内容は随時モニタリングで確認します。
- ・ 入札の時点で、再生利用先や利用方法も提案して頂くことを考えています。
- ・ 最終的に再生利用されるのであれば、そのような一時保管も認められます。

3 新施設の瑕疵担保<特定事業契約書(素案)第32条関係>

<三井物産>

- ・ 現特定事業契約書(素案)上、瑕疵担保責任は一律10年と定められておりますが、建物、設備機器ごとに瑕疵担保期間を定める等の措置の御検討をお願い申し上げます。

<県企業庁>

- ・ SPCと建設企業との契約における瑕疵担保期間は、県企業庁とSPCの契約内容に沿うかたちになるのではないかと推察いたしますが、維持管理・運営期間中、SPCは業務要求水準を達成し続けなければならないため、SPCの経営の安全性を考慮すると、瑕疵担保期間は長めに設定した方が良いと思うのですが如何ですか。
- ・ 建物については10年、設備については期間設定を短縮しようと考えていますが。
- ・ 民間契約では、一般的にどのように規定していますか。

<三井物産>

- ・ 建物10年という設定は妥当な期間かと思いますが、設備の期間設定については、メーカーの意見を聞いてください。
- ・ 民間契約では、一般的にメーカーの保証期間を目安に瑕疵担保期間を設定しますが、期間を長く設定しようとするれば、金額が高くなるという関係にあるので、実際には如何に金額を上げずに瑕疵担保期間を延ばすかという交渉になります。

4 関係者協議会の設置及び運営に関する要綱<特定事業契約書(素案)P47別添>

<三井物産>

- ・ 先般の意見交換会において、県企業庁側と事業者側の議決権及び出席者数等については、同一の条件が確保されるべく御配慮頂けるとのことでしたが、ファイナンスレンダーである金融機関に対して、本協議会での決定事項に対する拒否権を付与すること等により、関連契約当事者として一定の権利を付保する必要があると思料いたします。また、協議会での決定事項、特定事業契約の改定内容が、事業者と金融機関との

間で締結している融資関連契約上のデフォルト事由に相当する場合、事業者は事業継続の意思によらず期限の利益を喪失し、事業実施上の地位を失う可能性があります。

上記を含む、金融機関の関与に関して、直接協定（ダイレクトアグリーメント）の中で規定されることを御検討の場合、内容の事前の公開及び内容に関する事前質疑応答手続きが必要と考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 関係者協議会は、県企業庁とSPCとの協議の場として位置付けていますので、金融機関に拒否権を付与することは考えておりません。ただし、金融機関は必要に応じて協議会に出席し、意見を述べるができる仕組みとしています。
- ・ 金融機関との協議については直接協定で定める話ですが、内容については融資契約を確認の上、決定するものであるため、事前公表は困難であると考えています。
- ・ 直接協定の内容について、事前公開を求めるのはなぜですか。

< 三井物産 >

- ・ 融資契約と直接協定とが、整合の取れた内容となっているかを確認しながら、金融機関と交渉したいためです。直接協定の内容として県企業庁が想定している要素を列挙して頂くだけでも構いません。また、事前に公表した方が、金融機関からも積極的に質問・意見が出てくるのではないかと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 特定事業契約書（素案）附則第2条に融資団との協議事項を示しています。また、本県の先行4事例でも直接協定を締結していますが、金融機関から内容の公表は差し控えて欲しいとの要請もありますし、直接協定のファーストドラフトは、金融機関側から提示してもらっているという事情もあります。

< 三井物産 >

- ・ 事業者の責により業務が適切に遂行されない場合に、代替りの業務担当会社を探す役割を金融機関に期待することですが、事業者の感覚としては、金融機関は主に債権者（融資者）の立場で事業に関わっているのであり、債務者的な立場でのリスクテイク者としては馴染まないように思えます。したがって、いわゆる介入権（Step-in Right）の行使についても、「現状の仕組みで良いのか？」という疑問もありますので、今後、何らか御提案ができればと考えております。
- ・ また、SPCの契約上の地位譲渡という話になりますと、契約の相手方自体が変更されることにはなりますが、地方自治法上の問題は生じないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ SPCの契約上の地位譲渡に関しては国と調整済みであり、地方自治法上の問題はありません。

< 三井物産 >

- ・ 関係者協議会との関連もありますので確認しておきたいのですが、落札者である応募者（コンソーシアム）とSPCとの関係はどのように考えれば良いのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 応募者（コンソーシアム）の代表企業は、必ずSPCに株式出資しなければならない

い仕組みとしています。また、落札後の手順としては、まず、応募者（コンソーシアム）と県企業庁との間で基本協定を締結し、その後、SPCの法人登記が済んだ段階で、SPCと県企業庁との間で特定事業契約を締結することになります。

5 不可抗力による損害の事業者負担

< 特定事業契約書（素案）第 52 条第 2 項、第 53 条第 1 項関係 >

< 三井物産 >

- ・ 不可抗力による損害における事業者負担分に関して、100 分の 1 のベースとなる金額が固定されていないことで、事業者が無限に債務を負う可能性があります。

上記に対する措置として、100 分の 1 のベース金額を「新設施設及び濃縮施設の維持管理・運營業務の年間の業務対価」とすることで事業者負担額を固定化する方法が考えられます。

一方、事業者サイドにおいては、不可抗力に対する損害を保険で手当てすることは困難であることから、リザーブ資金にて対応せざるを得ませんが、当該リザーブ資金の調達に、提案価格に上乗せされるため、結果として県企業庁の財政支出の増加に繋がります。

上記、財政支出の増加には、リザーブ資金に対する 20 年の長期金利も発生するため、ベース金額の決定に際しては、提案価格への上乗せインパクトを考慮の上、決定頂くことを希望致します。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力に関しては検討中であり、最終的には入札説明書で提示します。

< 三井物産 >

- ・ 不可抗力に関して、「100 分の 1」や「3 ヶ月以内」といった一定の費用負担を事業者に求めている根底にある考え方は、法令変更に伴う増加費用についての考え方同様、小さな金額についてまで県企業庁負担とした場合の不合理性にあると考えてよいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そういう意味合いもありますが、不可抗力については、維持管理・運営に関しても、暴風、暴雨等への備えをしっかりと欲しいという意図もあります。

< 県企業庁 >

- ・ この辺りについて、民間契約では、どのように規定されているのですか。

< 三井物産 >

- ・ ケースバイケースなので一概には言えません。（発注者側が全て負担する場合もあれば、一部を受注者側で負担する場合があります。）ただし、上限金額は必ず定めます。

6 保証 < 特定事業契約書（素案）第 65 条関係 >

< 三井物産 >

- ・ 契約保証金等に関して定められた条項ですが、建設段階、維持管理運営段階により、対応方法が異なることも踏まえて頂いた上で、各段階（建設段階、維持管理運営段階）

各履行内容（維持管理業務、ケーキ有効利用業務等）に応じた履行保証内容での対応が可能となるよう変更をお願いいたします。履行保証保険を付保する場合においても、本契約上事業者が負担する一切の債務を負担する内容の保険を手当てすることは困難であると考えます。特定事業契約書（素案）第65条第2項に定められている、及びでの対応の場合、実質スポンサーによるSPCの債務保証とみなされ、スポンサーオフバランスで資金調達を実施するというPFIのメリットが発揮できなくなる点も御理解頂ければと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 契約保証金の制度は、履行確保の観点から設けているものですが、現金で納付する場合、契約額の100分の10以上の金額を納めて頂くこととなります。

また、契約保証金の納付に代えて、県債証券、国債証券、銀行小切手等を担保として県企業庁に提供することもできます。一方、契約保証金の納付を免除できる場合として、本件事業では、株主が保証を指し入れた場合又は県企業庁を被保険者とする履行保証保険を付保した場合を設定しています。

契約保証金の納付及び株主保証の場合は、契約内容全体に対する措置となりますが、県企業庁を被保険者とする履行保証保険の付保については、「設計・建設期間中において、本件工事費等相当額の100分の10に相当する額を保険金額」とすれば良いことになっていきますので、事業者において対応可能と考えています。

7 金利の改定 < 特定事業契約書（素案）別紙7 >

< 三井物産 >

- ・ 第1回目の金利固定日が融資契約締結日とされておりますが、融資実行日での金利固定とすべく、再考をお願い致します。実際の資金需要が生じる以前での金利固定の場合には、当該日までの金利固定にかかるスワップの先スタートコストが発生するものと考えられます。

< 県企業庁 >

- ・ 初回の金利基準日については検討しています。
- ・ これまで貴社が参加してきた他のPFI事業では、実際どうなっていたのですか。

< 三井物産 >

- ・ 先駆的事例の1つである調和小学校の案件では、提案時の金利で固定する仕組みでした。ただし、最近の案件では、提案時の金利を事業開始後10年目で見直す等の事例も多く見られますし、中には融資実行日に合わせて金利固定日を設定している事例（実際には融資実行日の2営業日前での設定）も見受けられます。

< 県企業庁 >

- ・ 設計・建設期間中の資金需要には、どのように対応しているのですか。

< 三井物産 >

- ・ この辺りはノウハウに関わってくる部分ですので、具体的な内容は言えませんが、完工時一括ファイナンス前提でのプロジェクトファイナンスの融資実行日は、完工日に合わせて設定されるのが一般的ですから、基本的には、その間の資金については、

設計会社や建設会社に一時負担して頂くこととなります。

ただし、あまり金額が大きくなると対応困難となりますので、建設会社等で別途一時借入れすることもあります。

- ・ 建設期間中に必要となる資金を、金融機関からの借入れにより対応する場合には、いわゆるノンリコースでの調達とすることは困難で、(S P C の) 親会社の保証が求められたり、建設期間中の不可抗力への対応等が問題となります。

< 県企業庁 >

- ・ そのことも踏まえて、特定事業契約書 (素案) で不可抗力に関する仕組みを提示しています。

8 施設整備に関する消費税 < 特定事業契約書 (素案) 別紙 4 >

< 三井物産 >

- ・ 施設整備に関する消費税の支払いは施設完工・引渡時に一括お支払い頂けるものと認識しておりますが、如何でしょうか。これ以外の場合、20年間にわたる消費税率の変更リスクを事業者が負担することは困難と考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 消費税を一括で支払うことはありません。初期投資相当分に対する消費税の扱いはそれぞれの事業者の会計処理・経理処理により異なることが考えられますが、割賦処理を行う場合のサービス購入料に係る消費税率は、施設引渡しの時点で固定しますので、その後の消費税率の改定による影響はありません。

< 三井物産 >

- ・ 施設整備部分を延べ払い処理できるという前提であれば、契約締結時点で消費税率を固定、その後、税率変更があっても経過措置により契約時点での消費税率が据え置かれると聞き及んでおりますが、何時まで本経過措置が継続されるかは分かりませんので不安はあります。

< 県企業庁 >

- ・ 契約締結後に消費税率が変更となり、追加費用が必要になった場合のリスクは、県企業庁が負担いたします。特定事業契約書 (素案) 別紙 4 を参照してください。

9 その他

< 三井物産 >

- ・ 再生利用業務の不履行については、直接 S P C によるコントロールが及ばない所での問題 (例えば、再生利用先以降での不法投棄等) も含まれてしまうので、S P C に故意又は過失がある場合に限定する等、何らかの形で緩和して欲しいと考えています。極端な話、悪意の第三者による「嫌がらせ」というような事態もないとは言えないと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 少なくとも S P C の故意による場合に限定することはできません。また、過失についても、実際には故意との区別がなかなかつかないので、条件としては難しいと思います。

ます。第三者による「嫌がらせ」については、十分な調査をすれば適切な対応が可能であると思います。

<三井物産>

- ・ 再生利用業務の実施状況をはじめ運營業務に関するチェックや交替が必要な場合の次期業務担当企業の選定という場面においても、金融機関の役割を期待するのであれば、そういったことも含めて、予め十分な情報提供をしておくべきではないかと思えます。

<県企業庁>

- ・ その他、どのような情報提供が必要であると思いますか。

<三井物産>

- ・ 例えば、返送水の濁度に関する過去実績データや、不可抗力で履行不能となった場合のサービス購入料の支払いへの影響等です。

<県企業庁>

- ・ 返送水の濁度に関するデータはありませんが、不可抗力による履行不能については、(サービスの提供がない以上、サービス購入料は支払えませんが、)サービス購入料の減額対象にはなりません。

<三井物産>

- ・ 再生利用の受入先の倒産により、やむを得ず一時保管しているような場合は、ペナルティの対象にならないと考えてよろしいでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 結構です。そのような場合には、ペナルティの対象にはなりません。

<三井物産>

- ・ 特定事業契約書(素案)第67条で、法令変更に伴う協議について規定されていますが、180日以内に協議が整わない場合には、「県企業庁が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する」とあります。(SPCには事業を継続するか否かの決定権がない規定となっていますが、)これはどのような趣旨で置かれているものですか。

<県企業庁>

- ・ 協議が整わない可能性が全くないわけではないので、設けている規定です。お互いの意見に隔たりがある場合、いたずらに協議を長引かせても、SPC、県企業庁ともに何の利益もありません。そこで、まずは協議期間を最長180日と定め、さらに協議が整わない場合には、(どちらかが判断を下さなければ、話が進まないのもので、)県企業庁が判断することとしているものです。

<三井物産>

- ・ この協議では費用負担についても話合うこととなりますが、増加費用を考慮するとSPCに事業継続に関する決定権がないのは、バランスを欠いているように思われますが、如何ですか。

<県企業庁>

- ・ 県企業庁は、基本的には事業継続を前提として協議に臨みます。法令変更への対応

に伴い増加費用が必要となる場合は、原則として県企業庁で増加分を負担することになると思います。

< 三井物産 >

- ・ この費用負担に関して、特定事業契約書に明記して頂けるとありがたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 契約書上で明記されていると考えております。

< 三井物産 >

- ・ 特定事業契約書（素案）第 58 条第 1 項では、県企業庁の債務不履行（支払遅延）があった場合には、SPC は催告後 6 ヶ月間待たないと契約を解除することができないとされていますが、どのような趣旨でこのような規定が置かれているのですか。

< 県企業庁 >

- ・ そのような事態が生じることは、まずあり得ないと思っています。債務負担行為を設定した後は、いわゆる義務費として扱われますので、基本的には、支払いが遅延するということはないと考えます。

< 三井物産 >

- ・ 特定事業の選定にかかる VFM の評価には、第三者賠償保険の保険料も見込んでいますか。

< 県企業庁 >

- ・ 必要と思われるものはすべて見込んでいます。

< 三井物産 >

- ・ 特定事業の選定にかかる VFM の評価では、民間事業者による資金調達時の金利を 10 年平均で考えられているとのことですが、具体的には何を基準として設定したのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 特定事業の選定に係る VFM 算定については意見交換の対象ではなく、入札の予定価格との関係もありますので、御提示できません。